

放射性物質の数量等に関する基準の一部を改正する件案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○放射性物質の数量等に関する基準(平成十二年厚生省告示第三百九十九号)

改正案	現行
<p>(放射線障害防止に関する規制の適用除外に係る放射性物質の数量又は濃度)</p> <p>第一条 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第一条第二項第六号、第二十五条第二項第七号及び第三十五条第二項第五号、薬局等構造設備規則(昭和三十六年厚生省令第二号。以下「設備規則」という。)</p> <p>第一条第二項ただし書並びに第九条第一項第二号へただし書及び第四号二ただし書並びに同条第二項並びに放射性医薬品の製造及び取扱規則(昭和三十六年厚生省令第四号。以下「製造及び取扱規則」という。)</p> <p>第三条の二第三項第四号ただし書及び第十四条に規定する数量又は濃度は、次に掲げる数量又は濃度とする。</p> <p>一 別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類が一種類のものについては、その種類に応じて、同表の第二欄に掲げる数量又は同表の第三欄に掲げる濃度</p> <p>二 別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類が二種類以上のものについては、放射性物質のそれぞれの数量の同表の第二欄に掲げる数量に対する割合の和が一となるようなそれらの数量、又は放射性物質のそれぞれの濃度の同表の第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの濃度</p> <p>2 前項の数量又は濃度は、数量については薬局、製造所又は店舗に存する放射性物質の数量とし、濃度については容器一個に入っている放射性物質の濃度とする。</p>	<p>(放射線障害防止に関する規制の適用除外に係る放射性物質の数量)</p> <p>第一条 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第一条第二項第六号、薬局等構造設備規則(昭和三十六年厚生省令第二号。以下「設備規則」という。)</p> <p>第一条第二項ただし書及び第九条第二項並びに放射性医薬品の製造及び取扱規則(昭和三十六年厚生省令第四号。以下「製造及び取扱規則」という。)</p> <p>第十四条に規定する数量は、別表第一に掲げる種類につきそれぞれ同表に定める数量とする。</p> <p>2 設備規則第九条第一項第二号へただし書及び第四号二ただし書並びに製造及び取扱規則第三条の二第三項第四号ただし書に規定する数量は、前項に規定する数量の百倍とする。</p>

第二条～第二十条 (略)

別表第一

(略)

別表第二～別表第六 (略)

第二条～第二十条 (略)

別表第一

(略)

別表第二～別表第六 (略)

制定文

平成十七年六月一日から適用する。